

熊本地方最低賃金審議会委員の補欠候補者の推薦に関する公示

熊本労働局一般公示第 6 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、熊本地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「熊本地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 10 月 1 日

熊本労働局長 金谷 雅也

記

熊本地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 10 月 14 日（火）

(3) 推薦書の提出先

熊本労働局労働基準部賃金室

（〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階）

令和 年 月 日

熊本労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

熊本地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

標記について下記の者を、熊本地方最低賃金審議会労働者代表委員の候補者として別添の内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること。）	略 歴

別 添

内 諾 書

熊本労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、熊本地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾
します。